

仕様書（樋野口こども館事業運営業務委託）

- 1 委託期間 契約締結日～令和3年3月31日
- 2 業務場所 松戸市樋野口543番地 青少年会館樋野口分館内
- 3 目的 児童福祉法に基づく概ね18歳までの子どもの健全育成のための支援を行う。
- 4 開設時間
 - ア 月曜、水曜 午後2時30分から
 - イ 土曜、日曜、祝日 午前10時30分から
※学校の長期休業中(夏季休業日、冬季休業日及び学年末休業日)は、平日も午前10時30分から開設とする。
 - ウ 上記ア、イの時間より午後5時30分までを常設時間とするが、それ以降の時間において、常盤平児童福祉館で実施しているTAPS（中高生タイム）事業と同様の企画を提案することができる。
※第4月曜日、年末年始（12月28日から1月4日）を除く。
 - エ 開設時間の前後30分間を事業の準備時間とする。
 - オ 業務の目標達成のために必要と認められる場合は、本市及び受託者との協議により、開館曜日に変更になる場合がある。なお、選挙等で会場が使用できない場合は、予め市民への周知を徹底すること。
 - カ 開設日・時間については、本契約時に協議のうえ、変更する場合がある。
- 5 業務内容
 - (1) 常盤平児童福祉館事業と同様の児童健全育成事業
 - (2) 子どもが安全に、かつ安心して過ごすことのできる場の提供
 - (3) 子どもの自主的な遊び、スポーツ等の機会の提供
 - (4) 子どもが楽しめるイベントの開催
 - (5) 子どもと地域の人との交流の場の提供
 - (6) その他
 - ①業務を実施するにあたっては、松戸市子ども総合計画を熟知し、趣旨を理解した上で実施すること。
 - ②来場した利用者や、所在する施設の利用者等とのトラブル、苦情への対応は、原則として受託者にて対応すること。
 - ③青少年会館樋野口分館の事業と連携して実施すること。
 - ④青少年会館との打合せを月に1回程度実施すること。
 - ⑤業務の実施にあたり、市または第三者へ損害を与えた場合は、速やかに市へ報告するとともに、かかる費用等の責任は、事業者が

一切を負担すること。

- ⑥市から指示があるときは、感染症予防対策（子どもの体調確認・手指や用具の消毒等）を実施すること。

6 人員配置

- (1) 業務管理責任者を1名定め、現場最高責任者としてスタッフの指導・監督、事業運営の進行管理を行うこと（下記(2)に定める現場スタッフとの兼任可）。
- (2) 児童福祉に関して意欲のある者であって、児童健全育成の知識が豊かな者を常時2名以上配置する。
- (3) (2)の配置される2名以上のうち1名は、千葉県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第五十四条に基づく児童の遊びを指導する者（保育士、社会福祉士、教育職員免許法に基づく教員免許を有する者、高等学校を卒業した者等で2年以上児童福祉事業に従事した者他）を配置すること。
- (4) 配置する人員は、業務に必要な知識を習得するため、適時、研修等を受講するものとする。その際の研修が有料である場合、その費用は受託者が負担する。

- 7 支払い 年一回の概算払いとする。

8 その他

- (1) 利用者やその他第三者へ損害を与えた場合の傷害保険、損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。事故が発生した場合は、速やかに報告し、請求の手続きをとり行う。
- (2) 毎月の利用についての事業報告を事業報告書により報告する。年度末には、事業報告書並びに事業完了届けを提出する。
- (3) 業務の実施にあたり、職員名簿を提出する。また、業務管理責任者を定めることとする。
- (4) 利用者向けに施設の概要や開設予定が把握できるおたよりを作成・配付をすること（3ヶ月に1回以上は作成・配付のこと）。
- (5) こども館への問い合わせや関係機関との連絡のため、事業実施場所に携帯電話等の通信手段を用意すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報を、第三者へ漏らしてはならない。これは委託契約終了後においても同様とする。
- (7) 次年度以降は、開設日や時間を増やす場合がある。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、本市と受託者との協議により定めるものとする。